

川崎市地域教育コーディネーター設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 コーディネーターは、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動（以下「地域学校協働活動」という。）に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（設置）

第3条 教育委員会は、中学校区に設置する中学校区地域教育会議にコーディネーターを置く。

（定数）

第4条 コーディネーターの数は、当該中学校区に属する小学校及び中学校に、原則各1名を配置するものとする。ただし、同一のコーディネーターが複数の学校を担当することを妨げない。

（資格及び委嘱）

第5条 コーディネーターの委嘱は、次の各号のすべての資格要件に該当する者のうちから、教育委員会がこれを行う。

- （1）地域において社会的信望がある者
- （2）地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者
- （3）当該中学校区の中学校長及び中学校地域教育会議の議長（以下「議長」と

いう。)の推薦を受けた者。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときその他特別な事情があると認めるときは、当該コーディネーターを配置する小学校又は中学校の校長の推薦を受けた者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 コーディネーターの委嘱期間は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認める場合

(2) コーディネーターから委嘱の辞退の申し出があり、やむを得ない理由があると認める場合

(3) その他コーディネーターとしてふさわしくない行為を行ったと認める場合
(活動内容)

第7条 コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 中学校区地域教育会議の運営に関する活動

(2) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(3) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(4) 地域・学校の教育活動への支援や企画及び参加促進に関する活動

(5) その他コーディネーターの設置の目的を達成するために必要な活動

(研修等の実施)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項について、コーディネーターに対して必要に応じて研修等を実施する。

(1) コーディネーターの行う活動に関すること。

(2) 地域の教育課題等に関すること。

(3) その他コーディネーターの目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 コーディネーターは、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。
また、コーディネーターの委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 コーディネーターに関わる庶務は、教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課において処理する。

(謝礼等)

第11条 第7条に定めるコーディネーターの活動に対し、中学校区地域教育会議は、教育委員会が認める範囲で謝礼等を支払うことができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則 (令和2年4月1日。2川教生第933号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。